

◎再犯の防止等の推進に関する法律案に対する修正案対照表

○再犯の防止等の推進に関する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

| 修正後  | 修正前  |
|--|--|
| <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するとともに、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 3 4 〔略〕</p> <p>5 再犯の防止等のための指導は、未決の者、刑の執行を終えた者その他その地位に鑑み指導の対象とすべきでない者に対しては行わないものとする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 3 4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> |